

保ワ第1205号
令和4年3月24日
令和5年3月10日一部改正

各部等の長 殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部
総括情報部長（沖縄県保健医療部長）
(公印省略)

B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜りありがとうございます。

さて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から令和4年3月16日付の別添事務連絡（以下「国事務連絡」という。）において、基本的な考え方が示されたことを受け、令和4年3月24日付保ワ第1205号にて沖縄県における方針を示し、令和4年12月15日付一部改正したところです。

今般、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付国新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、令和5年3月7日付で国事務連絡の一部改正がありましたので、沖縄県における方針も本文及び説明資料の一部改正を行いました。

つきましては、所管する関係機関及び関係事業所宛てに周知していただきますようお願ひいたします。

なお、本改正は令和5年3月13日からの適用とします。

※本文と説明資料の一部改正（改正箇所は太字下線）

記

1 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

（1）同一世帯内で感染者が発生した場合

- 同一世帯内で感染者が発生した場合は、保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を実施する。ただし、濃厚接触者の特定に当たっては、一律に聴取り等を行う必要はなく、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージにその旨を盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定したこととすることは可能とする。
- オミクロン株の特徴を踏まえ、同一世帯内において感染が疑われる事例が生じた場合には、何よりも迅速に感染拡大防止対策を講じることが必要であり、検査結果の判明や保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、各世帯にお

いて自主的な対策を速やかにとることをお願いする。

- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする（※1）が、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査（※2）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。
- ・上記いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※3）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、基本的な感染対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット等）の徹底を求めることがある。なお、令和5年3月13日以降は、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付国新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、マスクの着用については個人の判断を基本とすることとなるが、7日間が経過するまでは、感染対策として、引き続きマスクの着用を推奨することとする。

※1 ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

※2 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。令和4年1月5日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000876462.pdf>）に基づき、事業者が社会機能維持者に使用するために購入した抗原定性検査キットを活用することは差し支えない。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること（なお、自己採取する場合は鼻腔検体を推奨している）。また、事業主は業務の必要性を適切に判断し、業務に従事させる必要があると判断する場合には事業主として検査体制を確保するなど、従業員に過度の負担を強いることのないよう配慮すること。

※3 受診等を目的としたものは除く。

(2) 事業所等 ((3), (4) 及び (5) の施設を除く) で感染者が発生した場合

- ・保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しない。

- ・ ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能とする。
- ・ 感染者が発生した場合に、事業所等においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策の徹底をお願いする。
 - 同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があつたことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要がないこと。
 - 事業所等で感染者と接触（※）があつた者は、接触があつた最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関への受診、又は軽症の場合においては、抗原定性検査キットによる検査を促すこと。なお、令和5年3月13日以降は、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付国新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、マスクの着用については個人の判断を基本とすることとなるが、7日間が経過するまでは、感染対策として、引き続きマスクの着用を推奨することとする。
 - 事業所等で感染者と接触（※）があつた者のうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際に基本的な感染対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等）を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策（例えば、5日間の待機や自主的な検査など）を促すこと。
- ・ 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、基本的な感染対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等）を求ることとする。

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）を踏まえた感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触

- (3) ハイリスク者（高齢者や基礎疾患有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方）が多く入所・入院・通所する高齢者・障害児者施設や医療機関で感染者が発生した場合
- ・ 保健所等による迅速な積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限及び当該ハイリスク施設内の感染対策の助言を行うこととする。なお、通所施設等で一斉検査を実施する場合は、濃厚接触者の特定を行わなくとも差し支えないが、検査結果が判明するまでの間、待機とすること。
 - ・ 特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とするが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用い

た検査 ((1) の※2 参照) で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

- ・上記いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問 ((1) の※3 参照)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めることとする。
- ・濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする（別途、国において通知されている事務連絡を参照）。確認に必要な抗原定性検査キットは、自治体や団体等が希望数量をとりまとめて入手することも可能であることなど、入手方法については、別途、国において別途通知されている事務連絡に基づくこととする。
- ・早期探知・早期対応・早期治療が重症者の抑制に重要であることを改めてハイリスク施設に周知する。

(4) 保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校、放課後児童クラブ、児童・生徒を対象とした学習塾及びスポーツクラブ（以下「保育所等」という。）で感染者が発生した場合

- ・保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しない。
- ・ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能とする。特に離島地域においては、感染状況に応じて、調査、特定、検査、行動制限の実施について保健所において判断する。
- ・感染者が発生した場合に、保育所等においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策の徹底をお願いする。
 - 保育所等で感染者と接触（※）があった者のうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際に基本的な感染対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等）を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策（例えば、5日間の待機や自主的な検査など）を推奨すること。
 - 保育所等で感染者と接触（※）があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関への受診、又は軽症の場合においては、抗原定性検査キットによる検査を促すこと。なお、未就学児について、抗

原定性検査キットを用いた自己検査を行う場合は、唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用を想定している。

- ・ 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、基本的な感染対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等）を求ることとする。なお、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないが、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲でマスク着用を求めることを妨げるものではない。

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）を踏まえた感染者の感染可能期間（発症 2 日前～）の接触

（5）小学校、中学校、高等学校で感染者が発生した場合

- ・ 保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しない。
- ・ ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能とする。特に離島地域においては、感染状況に応じて、調査、特定、検査、行動制限の実施について保健所において判断する。
- ・ 感染者が発生した場合に、学校においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策の徹底をお願いする。
 - 学校で感染者と接触（※）があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として 7 日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、学校内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関への受診、又は軽症の場合においては、抗原定性検査キットによる検査を促すこと。なお、令和 5 年 3 月 13 日以降は、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日付国新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、マスクの着用については個人の判断を基本とすることとなるが、7 日間が経過するまでは、感染対策として、引き続きマスクの着用を推奨することとする。
 - 学校で感染者と接触（※）があった者のうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際に基本的な感染対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等）を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策（例えば、5 日間の待機や自主的な検査など）を推奨すること。
- ・ 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等

を避け、基本的な感染対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等）を求ることとする。

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）を踏まえた感染者の感染可能期間（発症 2 日前～）の接触

(6) 集団感染（クラスター）が発生した場合

- ・ 従来通り感染状況に応じて、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限を実施する。なお、濃厚接触者の特定は、「手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者」が要件の一つとなっているが、マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者と特定するのではなく、引き続き、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。
- ・ 特定された濃厚接触者の待機期間は、(1)～(5) に示した取扱いを参考に、感染拡大の原因として考えられる要因を踏まえて個別に判断する。
- ・ クラスターと認定される前段階で、保健所が自治体本庁における感染対策部門と情報共有の上、厚生労働省のクラスター対策班や国立感染症研究所の実地疫学専門家養成プログラム (FETP) の自治体への相談支援が可能となるよう、連携を確保する。

2 積極的疫学調査の実施について

(1) 発生届に基づく保健所等の対応

発生届が提出された場合には、感染者に対し、保健所等からの初回の連絡や健康観察を行うこととなるが、その際の取扱いは以下の通りとする（※）。

- ・ 感染者本人に対しては、従来通り、HER-SYS 等のシステムを積極的に用いて、重症化リスクの高い感染者に重点的に連絡を行う。（※）
- ・ 発生届又は感染者自らが My HER-SYS の「健康調査」に入力した内容により、年齢、重症化リスク因子、ワクチン接種歴等、重点的に健康観察を行う対象であるか否かの判断が可能な場合、聴取り調査は必ずしも行う必要はない。また、積極的疫学調査として、感染者に対し、濃厚接触者の特定のための詳細な聴取り調査についても必ずしも行う必要はない。
- ・ 感染者と同一世帯内の同居者がいる場合を想定し、詳細な聴取り調査を行うことなく、一律、当該同居者は濃厚接触者として取り扱うこととする旨、伝達する。当該同居者である濃厚接触者には、適切な周知資料等も用いながら、感染者を通じること等により、1 (1) で示した行動制限の内容等を周知するよう、当該感染者に求めることとする。この際、感染対策の継続の重要性やどのようなときに受診するか等の基本的な対策について、周知・伝達するよう努める。
- ・ 上記同居者に、高齢者など重症化リスクが高い方がいる場合には、体調の変化に応じて速やかに医療機関を受診すること等についても周知すること。

※発生届や感染者の健康観察等の取扱いについては、令和4年7月22日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968058.pdf>

(2) ハイリスク施設からの報告等に基づく対応

- ・ハイリスク施設の感染拡大防止のため、感染者からの行動歴の聴取や、施設全体の検査などの調査を迅速に実施するものとし、必要に応じて、感染制御・業務継続支援チームを派遣する。
- ・濃厚接触者には、ハイリスク施設の感染拡大の防止を徹底するため、従来どおり適切な管理（初期スクリーニングとしての全数検査や健康観察の実施、外出自粛等の要請）を県から求める。

(3) 課題や必要性に応じて保健所等が行う調査

上記(2)及び(3)のほか、地域の感染状況を踏まえつつ、公衆衛生・医療上の課題や必要性に応じて、積極的疫学調査を行う。

以上

問合せ先

保健医療部ワクチン・検査推進課 検査・支援班
電話 098-894-5122 (担当:河野、仁平)